

第11回投資等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成29年3月30日（木）10:00～12:06
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、江田麻季子、八代尚宏
 - （専門委員）村上文洋
 - （政務）羽深内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進次長、西川参事官
 - （総務省）総合通信基盤局 電波部電波政策課 田原課長
 - （厚生労働省）政策統括官（総合政策担当）付 労働政策担当 森川参事官
政策統括官（統計・情報政策担当）付 情報化担当 佐々木参事官
 - （有識者）株式会社富士通総研 経済研究所 主席研究員 榎並利博氏
株式会社野村総合研究所 コンサルティング事業本部
ICT・メディア産業コンサル部 プリンシパル 田中大輔氏、
副主任コンサルタント 山口雷太氏
4. 議題：
 - （開会）
 - 議題1 電波周波数の調整・共用
 - 議題2 社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化
 - 議題3 不動産登記の見直し
 - （閉会）
5. 議事概要：
 - 西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第11回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。
委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。
 - 本日は、高橋委員が所用により御欠席と伺っております。
 - それでは、ここからの進行は座長、よろしく申し上げます。
 - 原座長 ありがとうございます。
今日は3つ議題がございますので、効率的に進めていければと思います。
まず、議題1「電波周波数の調整・共用」というテーマでございます。

この電波の問題については、前回ヒアリングを行いまして、A.T.カーニーの吉川さん、飯塚さんのお二人からお話を伺いました。

第4次産業革命ほか、オリパラのために、新たな周波数帯を確保していくというニーズが増えてきています。

その中で、前回、伺いましたお話は特にアメリカとイギリスを中心に、欧米では公共用に割り当てられている周波数帯を再編する、民間に開放する。また、共用とって、平時は民間が使うのだけれども、緊急のときだけは官が使いますといった形でのダイナミックな共用を進める。そのようなことがなされていますというお話を伺ったわけでございます。

今回は、総務省さんからお話を伺うわけでございますが、前回のお話を踏まえて、資料1-1で私のほうから、調べた結果も含めて質問状を提示させていただいております。

今日は余り時間は割きませんが、簡単に少しだけ御紹介をしておきますと、資料1-1の後のほうで、別紙という絵になっているところがございます。

それで、まず1枚目のシートを、各国の政府部門の周波数の割り当て用途の開示状況という紙でございまして、これは日本の場合、基本的には公共用の部分について余り開示がなされていないと、公共用の周波数であるということだけが出されています。

それ以上に、ここが例えば自衛隊に出されています、警察に出されていますといったことが開示されていないわけです。よくその話をすると言われますのが、そうは言っても、これは米軍との関係があつてとか、安全保障上の問題があるのでといったようなことを言われるわけでありまして、実は、各国で見ても、アメリカの本国では米軍も含めて、こういった用途で周波数を割り当てられているのかということが相当程度開示されている。これはもちろん、本当にまずいところはないわけですが、アメリカもイギリスもどこの行政機関に割り当てられているのか、それから、その用途について開示されていて、日本の場合にはこれらと比べるとブラックボックスになっている。そもそも、公共用をどこに割り当てられているのかがよくわからないという状態になっているのではないかとというのが1つ目の問題意識。

それから、次のページに行きまして、2つ目に周波数の利用状況の調査ということですが、この割り当てられた周波数がどのように使われているのかということについて、日本では、これは後で総務省さんからもお話があるかと思いますが、3年に1度アンケートによる調査がなされていて、利用されているのですか、されていないのですか、ということが問われているわけですが、これは基本的には皆さん利用しているとお答えをされるという利用状況の調査になっています。

より詳細な調査がなされているべきなのではないかというのが、2つ目の問題意識。

3つ目のシートであります。官民共用で、これは前回もお話を伺ったところですが、アメリカ、イギリスに関しては政府に割り当てられている周波数の中から、これぐらいの規模の周波数帯を確保して民間に開放する、官民に共用するという目標を設定して再編するということになされているわけですが、これは日本の場合には、そういった公共

用のところからこれだけという目標の設定がなされていないということかと思っております。

前のほうに戻りまして、文章で書いてある（１）～（３）は大体そのような話であります。

（４）と（５）というところが２ページの下の方からありますので、簡単に申し上げますと、（４）で、これはそういった再編を進める上で、今まで現行でなされている措置としては終了促進措置、一定のコストを払って立ち退いていただくという措置がなされているわけであります。

ただ、これをさらにもう一步進めて、今、なされているのは、コストだけを支払って立ち退いていただくということですが、経済的な価値も含めてお支払いをして、より再編をしやすくするというはできないのか。

これは総務省さんでも2014年に、懇談会ではそういった検討がなされていたわけですが、その後の検討状況を教えていただければというのが、この（４）です。

それから「（５）新たな試験的免許制度の創設」ということを書いておりますが、新しい免許を得ようとしたときに、干渉の問題とかいったことでなかなか時間がかかって取れないということが、様々な事業者からよく指摘をされる点であります。

より柔軟に無線局免許を付与するような仕組みを創設する、あるいは拡大するということができないのかというのが、この５点目の質問事項でございます。

長くなってしまいましたが、このようなことを踏まえて、今日は総務省さんの田原課長にお越しをいただいておりますので、お話をいただいて質疑応答ができればと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

○総務省（田原課長） 総務省の田原でございます。大変お世話になっております。

資料1-2に基づきまして、私ども総務省の取組の概要ということで、ざっと御説明させていただきます。

おめぐりいただいて「電波の利用状況」でございます。簡単に全体を示させていただきます。電波は周波数によって様々な特性があるということで、低いところでは、VLFという超長波、昔から船とかで使われているものがございます。周波数が高くなっていきますと、中波、短波とかラジオで使われている部分でございます。そこから超短波、極超短波と、テレビとか携帯電話に使われている部分になり、その次のマイクロ波は、最近ではこの辺も携帯電話に使われておりますが、従来は固定通信や衛星通信に使われています。さらに高いところで、ミリ波とかサブミリ波があり、これはセンシングとかいろいろものに使われたりしています。このような特性がございます。

特に、この真ん中の黄色い枠で書いてある「使いやすい帯域」は、これまでは、VHF、UHFという感じでしたが、最近ではUHF、SHF、マイクロ波帯のあたりが使いやすく人気があるということでございます。

使いやすいというのは、電波がそこそこ飛ぶということと、機器が小型化できるという

たことなどがございます。特に携帯電話、放送衛星、衛星通信など、最近いろいろと活発に使われているといったニーズが高い部分でございます。

そういった電波を使うに当たって、4ページでございますが、電波の基本割り当てのルール等があり、国際的には、国際機関のITU、国際電気通信連合というところで決まっております。世界を3つの地域に分けて、第一、第二、第三の区分となるわけですがけれども、アジア、太平洋の第三地域に日本は属しています。第三地域ではこういった電波の使い方をしましよと、ITUで決まったものに準じた形で国内の割り当てを決めているという形になっています。ちなみに、ヨーロッパは第一地域、アメリカは第二地域で、割り当てが日本とは違うことになっている部分も多々あるという状況でございます。

5ページ目は、電波がいろいろなニーズも高く、技術もどんどん進んでいることを示したもので、電波の利用は日々変わってきているということでございます。

この図は、何を示しているかという、どんどん技術が進んできて利用技術が高まってくると、従来はマイクロ通信とかは固定通信にしか使えなかった技術が、モバイルにも使えるようになってきているということを示したもので、固定通信の低いほうの周波数を空けて、固定通信をマイクロ波帯などのより高いところに移行させて、空いたところを携帯電話に使っていくという流れです。

技術の進展とともに、たくさんの情報を送るために、多くの周波数が要ということで、より高い周波数を利用できるように、再編なり研究開発なりを進めてきたという状況を示すものでございます。

次に、利用状況の関係でございます。先ほど原座長からもありましたとおり、利用状況の調査というものを、電波法に基づきおおむね3年に1度行うということで、全体の周波数の帯域を3つに分けて、3年に1度ごとに、各無線局の利用状況を、主にアンケート調査を行っています。先ほどありましたが、一部特定の帯域、特に着目する部分については、私どもの電波監視施設を利用して、実際どのような電波の発射状況かというものを補足的に調べることもございますし、調査票を送って調べることもしております。それを毎年、どういう利用状況であったかをまとめて、ここについてはもう終了してもいいのではないかという評価の結果を、電波監理審議会にお諮りして、答申をいただければ公表するという形で毎年しています。

この利用状況の調査ですけれども、特に携帯電話など動きが速いため、3年に1度では長過ぎるのではないかということで、現在、通常国会に提出の電波法改正案の中に、この利用状況調査の周期の見直しという部分を入れさせていただいております。従来3年に1度というものを毎年できるように省令で定める規定の見直しの改正案を、今国会に提出しているところでございます。

9ページ目でございます。今度は「無線局に関する情報の公表」でございます。

先ほど言及がございましたが、平成14年に制度改正をいたしました。無線局の免許情報をインターネットで公開する制度改正をしております。

ただ、このときに安全、外交、犯罪の予防とか、そういった部分についての情報開示は控えるべきではないかということで、省令事項でございますけれども、例外規定がございます。

これは下の青い枠でございますけれども、防衛用、警察用、消防用、防災用などは全ての項目を非公表ということで、公表事項から抜いております。あとは周波数ポイントは出さないということで、少しぼかした形で公表するというので、鉄道事業とか電気事業とかの情報公開をしているという形になっております。

ただ、国について全く何も出していないということでございしたけれども、取り組みの状況、例えば無駄遣いしていないかなどの取組については、一定程度出そうということで、10ページの参考でございますけれども、従来アナログの方式だったのをデジタル化することで、より効率的な利用方法となるデジタル化の取組状況とか、電波の再編の取組状況とかを示し、国の無線局は電波利用料の減免がなされていますので、そういった無線局の推移、あるいは使っている周波数の幅などについて、簡単な資料でございますけれども公表しているということの一例が11ページでございます。

「国（公共業務用）に分配されている周波数帯域」は、私どもが周波数を何に使えるかというものを示す、周波数割当計画として公表しておりますが、そこで公共業務用とされているものの割合を示しています。

ざっくりと申し上げますと、ある程度の幅で公共業務にしか使えないという部分は、低い周波数でも約2割弱、高い周波数だと1パーセント以下のごく一部になっております。ようは、公共業務に使いますけれども、一般業務も使うといった共用の形になっているということでございます。そういった情報の評価を公表しているわけでございます。そういったものを踏まえ、周波数の利用をどう見直していくのかということで、毎年周波数再編アクションプランというものを策定、公表しております。

これは利用状況の調査等の結果を踏まえ、周波数の再編をするところ、デジタル化を進めるところをどのように取り組むのかということの概要を示すもので、毎年秋に公表しています。一例で14ページでございます。前年度は高い周波数の利用状況調査をしたということでこの部分を出しています。この下の図は何が言いたいかと申しますと、3.4GHz帯の、今は4G、第4世代の携帯にも使っている周辺のところですが、まだ放送用のものが幾つか残っています。これを先ほどもありましたが、終了促進措置を適用することを考えながら移行させていこうという取組を進めるべきということを書いているというものでございます。

15ページ目以降が、今申し上げた終了促進措置等の話でございます。過去の事例として、700/900MHz帯があり、要は地デジ化するときの空き周波数、再編後の空き周波数、あるいは、携帯電話そのものの周波数の再編をして、今の700/900MHz帯の携帯電話の周波数を確保したというものでございます。

ソフトバンクさんもプラチナバンドと言って、いつときいろいろ売っていたものが、こ

の辺の再編後の周波数になります。

それを加速するのが、先ほどありました終了促進措置というものでございます。携帯電話事業者、再編後の割り当て後の周波数を使う事業者が、前に利用されていた方々に引越し代を払うというものです。

引越し代を全部、この場合、携帯電話事業者に持っていただくという形で、例えば900MHz帯の場合は2,000億円ぐらいまでは出せませんが、引越し費用も最大2,000億円ぐらいになるのではないかとこの見込みを立てて、それを負担していただくという形で取り組んでいるものです。実際には、1,000億円ぐらいの負担を既にしていた形でございます。

17ページ目以降でございます。この再編は、もともと携帯電話を目的にして始めたものの御紹介でございましたが、よく話が出てくる920MHz、IoTとかのセンサー、小電力のネットワークに使う電波についてでございます。日本はそれらの周波数が少ないということで、アメリカ並みにして欲しいという意見があります。この黄色いところ、日本でRFIDと書いてあるところの周波数でございますけれども、実際に日本は、この再編の期にかなり従来より増やしております、しかもアメリカに合わせた形で増やしたという形になっております。アメリカの場合より、少ないですけれども、アメリカは先ほどもありましており、第二地域で、日本と割り当てが違います。電波の利用の国際ルールは違うということです。アメリカはこれだけとれますが、日本はアメリカで使っている下のほうの帯域は、まさに携帯電話が使っています。この図を見ていただいてもわかりますとおり、結構各国ともにばらばらな状態です。携帯電話等は、揃えておりますけれども、それぞれの各国の事情で、なるべく最近ではグローバルに合わせましょうという流れがございますので、それぞれの各国で取組を進めているということでございます。

また、周波数の共用をこういった期に進めているということございまして、18ページ目でございます。

従来ラジオマイクは、放送とかのスタジオで使うマイクでございますけれども、こういったものは、専用の電波を使っておりました。この再編を期にテレビのホワイトスペース、空きチャンネルを使うといった形で共用していただくような形にしています。一方で、ラジオマイクを別の周波数帯に移っていただいたものについては、他のシステムと共用をする形を取っています。その共用では、ここでこの人がいつ使うからというデータベースを作っておきまして、その時は他の人は使わないようにしていくといったものとか、他のシステムが使っているときは、ここでは使わないという形で、データベースを参照しながら柔軟に使うという取組を私どもでは進めているというところでございます。

さらに言えば、19ページ目ですが、オリンピック・パラリンピックの時に多くの無線局が東京に入っております。これについて対応しなければいけないということで、現在いろいろ検討しております。公共業務の波の電波も例外なく共用の対象にして、どこを確保していくかということの検討を進めていく取組を進めております。

それをやるに当たっては、先ほどのデータベースをつくって、この時間なら使えるとか、

そういったものを駆使していかないと、必要な周波数は確保できないのではないかと考えております。

最後のパートになりますけれども、新しい電波のニーズというと専ら携帯電話の関係、移動通信の関係がございます。

この移動通信のデータトラフィックは、年々、直近だと年1.3倍ですが、ここのところは1.5倍、1.4倍といったペースでずっと伸び続けております。

21ページの右側の小さい字にあります。いろいろな予測はありますけれども、このままで行くと数十倍になるとか、いろいろな御意見がございます。

これに先ほどのオリンピックみたいな状況もありますので、それなりの周波数を確保しなければいけないということで、上の枠の一番下に小さく書いてありますけれども、2020年まで、2,700MHz帯程度を確保とする目標を、2年前の懇談会の報告書でまとめているところでございます。

ここは公共業務とか一般業務と分けてございませぬ。合わせてという形になっています。

現在、1,000MHzぐらい使っていますけれども、目標値を全部割り当てるというわけではございません。柔軟にモバイルを割り当てようという環境を整備しようということで目標を立てております。

一方で無線システムを高度化しているということで、22ページになります。例えば携帯電話のシステムですが、右側になりますけれども、3G、4G、今はLTE-Advancedという第4世代の携帯電話になっています。これが2020年には第5世代、5Gというシステムを入れようという取組が進んでいます。

5Gというと、より超高速というのがありますけれども、IoTに対応するとか、瞬時につながるとか、さまざまな新しい機能を設けた新しいネットワークを目指そうという取組が世界各国で進んでおります。

こういった新しいシステムを実現するためには電波が必要で、その電波を確保するための取組ということで、最後のページでございまして、字が小さくて恐縮ですが、まず、どういった電波を確保するかということ、当然各国と協調しなければいけませんということです。国際標準化会議あるいは二国間協議等で調整をしながら、必要な電波を確保するために、公共業務なども含めて電波の共用、あるいは必要に応じて再編ということをしていかなければいけないということで、そのための技術的な評価をするための知見とか、必要な技術の研究開発をしっかりと取り組んでいくということをしていきますということです。具体的な対象周波数は、この下の、また字が小さいですけれども、マイクロ波のところから、上はミリ波帯まで、幅広い周波数を対象にして、技術の開発とか標準化とか、そういった取組を現在進めているところでございます。

すみません。駆け足になりましたが、以上が私どもの取組です。

こちらの関係もお答えしたほうがよろしいですか。先ほどの原座長の御指摘です。

○原座長 それでは、お願いします。

○総務省（田原課長） 資料1-1です。先ほど原座長から御指摘いただいた部分についてでございます。

まず、1点目でございますけれども、情報の開示とか、情報の公開とか、利用状況の調査でございます。

こちらについては、私どもとしても先ほども御説明したとおり、国の部分をかなりごそっと抜いているという状況は認知しております。

各国ではもう少し詳しく出ているという状況も認知しております。私どもも、前回の御議論もございましたので、どういうところまでできるのか、もう少しできるのではないかとということで、各省さんに意見を聞き始めたりしております。

総じて、慎重な御意見はいただいておりますけれども、どこまで公表できるのか、それは当然、安全、安心とか、テロ防止とか、そういったところは配慮しなければいけない事項でございますけれども、公表の在り方については、検討していけないかと考えております。

また、利用状況の調査あるいは評価等ですけれども、こちらについても毎年やっていますので、我々も常に、もう少し効果的な方法ができないかということはどういうふうにするかというのは、結構な作業量になるので、作業の効率化も含めて考えなければいけないこととなります。そちらについても改善の方向では考えていきたいと思っております。

あと、官民共用、共同利用の部分でございます。ここについては、確かに警察さんとか消防さんとかと、それぞれのシステムで組んでいますが、私どもとしては共同利用そのものを否定しているものではございません。各機関の方からの共同利用でもいい、あるいは、その共同利用でコストを浮かしたいという御要望があれば喜んで、それに必要な周波数を確保するかという検討を進めていきたいと思っておりますが、今までユーザーさんサイドのご要望の御意見を頂戴できないという状況で、現在ではそこまでは行っていません。

ただ、公共業務に限らずに、先ほどラジオマイクのお話をさせていただきましたが、ダイナミックな周波数共用とかこういうものは進めていくべきだろうということで、検討をしたり、既に先ほどのラジオマイクのようなデータベースや、あるいは公共業務にしても、具体的なところは申し上げにくいのですが、何かあったときには公共業務が使えるように、臨時で割り当てるといった形で、柔軟に対応してきています、そのときは当然、事前にこういった地域なら大丈夫とか、この程度なら大丈夫という事前の調査、整理はしております、例えば動きがあるときに、それなりの対応をするということなど柔軟な対応をしてきています。それは人的に対応してきております。

その官民共用の再編の関係で、インセンティブ付与等の件でございましたが、こちらについては、私どもが先ほど御紹介させていただいたように、終了促進措置というものが既に有効に機能するのではないかと考えております。現時点それ以上のものは要らないと考えています。ただ、従来の700/900MHzの過去の例は、国民のケースでございます。これを官の、要は公的な部分にも適用していったら、財政法とかの問題が出ないのかなど課題の整

理等はいろいろ議論してきております。

あわせて、幾つかの周波数を対象に、技術的に共用ができるのか、あるいは再編をしなければいけないのかという技術的な検討は、一定の予算を取って技術試験をするなどして検討を進めてきております。

まだいろいろ課題が多いところもございますけれども、基本的にそのときに必要なコストを全て、大体そういう再編が必要な場合は携帯電話の場合ですが、携帯電話事業者さんに御負担いただくという形の見込みが立てればそれを進めることで、再編は十分進むのではないかと考えております。

最後の試験免許制度のところでございますが、これは実験段階の技術で、一定程度実用に供していくことという御指摘なのですが、既に実験段階、実用段階というところの定義とか考え方にもよりますが、実際に技術的には実用化に近い段階で、ただ、日本では使われていないので、例えばこれをニーズ調査のために開設したいといったものがございます。それについては、昔はできませんでしたが、10年ほど前に制度改正をして、そういったものも実験試験局として開設できようとしております。ですので、実際利用して、評価をしながら、これはニーズとしてできるものなのか、できないのかということの評価をいただくような実験というのは、今の制度でも十分できます。

それを本当に実用に供する場合は、一個一個の免許になったり、実験試験局であれば、何かあったら止める必要があるといった不安定な状況になりますので、実用化に移っていただくとき、通常はそこで技術基準を作ることになります。審議会で御審議いただいた技術基準をつくるわけでございますけれども、それを作った上で技術基準の適合証明とか、設計認証という形で、このタイプだったらもう簡単な手続でオーケーですという形にし、大量の機器が投入ができるようにするための制度が既にありますので、実用というフェーズだとそちらでやっていただくのがいいのかと思います。

実験であっても、ある程度、この地域でこのぐらいの電波なら、簡単な手続でいいという特定実験試験局という制度も既にございます。特区の関係でいろいろ御活用いただいています。そういった制度も活用していただければ、実験試験局であっても、手続は現在でも1～2週間、最短のものであれば即日免許を出したりしております。こういった既存の免許制度でも十分活用できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

今日は特にこの分野にお詳しい江田さんも吉田さんもいらっしゃいますので、できるだけ早くお譲りしたいと思うのです。

すみませんが、先に私から2点だけ。

まず、1点目に、公共用の分野について、誰に何を割り当てているのかという情報をきちんと開示するという事は、再編をするあるいは共用を進めていくということをやっていくためにも大前提となる基盤なのだろうと思います。

その上で、既に関係省庁さんともお話をされているということでありましたが、少なくとも現行の制度において、警察、防衛用、消防用、その他について、全ての項目を非公表にするというのは、総務省さんの制度であると理解をしております。

これは総務省さんとして、こういった事項について、全て情報を開示しないという理由があるとお考えになっているのかどうか。また、アメリカやイギリスと比べて、アメリカやイギリスでは開示されていることが、日本では開示をしないという理由が何かあるとお考えになっているのかどうかを教えてくださいというのが1点目です。

2点目、終了促進措置に関して、これは従来の制度で機能してきたというお話でしたが、私からお投げをした質問は、従来のコストだけを見ますと、コストだけ負担しますということではなくて、経済的な価値まで含めてお支払いをするということによって、より再編が柔軟に、円滑にやりやすくなる、機能するのではないかという御質問をしているわけではありますが、その御検討がなされているのかどうか。

これは決して私だけが申し上げているのではなくて、総務省さんの2014年の懇談会で、経済的な価値についても含めて検討するということが指摘をされていたわけですので、その検討状況がどうなっているのかということをお教えいただければ。

とりあえず、その2点をお願いできますでしょうか。

○総務省（田原課長） 前段のお話ですが、確かに総務省令で抜いております。

省令を抜いて、どういう事項を抜くかという考え方の整理に当たっては、制度を作るときに各省さんにも意見を聞いて、それを除外しています。基本的には情報公開法とかそういったものに照らして、それが適正なのかということについて、例えば、現状の制度について、前回の1か月前の議論の頃、幾つかの省庁さんに打診をさせていただいたときでも、現状以上の公開は安全保障上等の確保から厳しいのではないかという御意見もいただいております。

そういった御意見をいただくと、前回も申し上げましたけれども、私どもは個別のシステムのどこまでがどういうものかという、大体電波の利用状況というのは把握して免許をするわけですが、扱う内容の機微なところについては、それぞれのユーザーさんの御意見もございします。それを踏まえて現状のものになっているところではございします。ただ、先ほど申し上げましたとおり、海外ではもう少し出しているのではないかということもございしますので、我々も、もう少し出し方を工夫すれば出せるところはないかということで、各省さんとは引き続き議論していきたいと思っております。それが1点目でございます。

2点目ですが、経済的価値というところで、経済的価値はいろいろな意味があります。移るためのコストも経済的価値であって、あとは携帯電話に使うということも経済的価値が高い部分、低くない部分があります。それをそのままコストとして払うというのまで含めて言っているわけではございません。要はオークションで、例えば、再編費用が1,000億円かかるとして、さらに1,000億円払いますといったときに、携帯電話事業者から

すると、2,000億円払う話になるので、かえって敷居が高くなるという話になります。

一方で、例えば公共業務の場合、国が携帯電話事業者から1,000億をもらうのかという話でございますけど、それこそ国への財政補助ってどうなのだという話です。普通に割り当てられた電波があればいいという話であり、これをもって再編が進むと我々は考えております。

必要に対して、ちゃんと工夫をして、再編に必要なコストさえあれば、それなりに再編は進むというように理解しております。

○江田委員 数点質問させていただきます。

最初の2点目のところは、単純な疑問なのです。こちらは政府部門から周波数を民間向けに確保する目標値が現在日本にないのはどうしてなのかという質問が一つ。電波が足りないということは産業全体の問題であって、各国は将来を見据えた形でやっているのに、なぜ我が国にはないのかというのが単純な質問ですね。

それから、電波の共有に関していろいろ例をいただいたのですが、どうも公的機関との共有というよりは、民民の例のほうが多かった。課長様の御説明の中の、ユーザーのニーズに忠えてというユーザーは一体、各省なのか、それとも実際事業を展開しているビジネスのほうなのかははっきりしていなかったもので、その点を明確にしていきたい点がございます。

3点目は、再編のところに対しての質問なのですが、割り当てをされていて、きっちりと動く環境を総務省さんが作っていらっしゃるという理解ではありますが、もう少しダイナミックな市場の動きを把握していく中で、例えばアメリカの場合ですとかなり民間に、例えば利害が起きたときは、紛争解決などもある程度任せている部分があると思います。使われ方であったりとか、そういったところへFCCが割り当てるというよりは、紛争解決に参加する形で問題解決がされることによって柔軟な使われ方がされているのではないかという見解を持っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えか。

以上、よろしく願いいたします。

○原座長 お願いします。

○総務省（田原課長） 政府の目標がないのはなぜかということでございますが、細かく設定をして政府の目標を作るということも可能でございました。基本的に先ほどいろいろ申し上げたとおり、波でいうと官民が混在している。そこを政府だけに着目して出すかという点ですが、何でアメリカとかイギリスが出ているのだということがございます。例えば、今の利用状況は、先ほどの最初のペーパーで、携帯電話として使いやすい電波があります。そういったところに着目したときに、結構、日本はもともと官民の共用が進んでいるので、そういったところは既にほとんどが民間になっています。例えば800MHz帯、プラチナバンド、ソフトバンクさんとか言われておりますが、あの辺で、例えばイギリスのOfcomさんの公表を見ると、まだまだMilitaryというのが残っています。ただ日本はその辺はなく、民間になっているという状況でございます。

例えばアメリカで、先ほどもダイナミックな周波数共用とかで話題になっている4Gの3.4GHz帯というのがございます。これはアメリカで海軍と共用してダイナミックに共用するというものがございます。そこも日本は、もう既に全部民間になっています。

そういったことで、民の電波の利用というのはかなりの部分は進んだところがあって、使いやすいところは、かなり民になっているのです。ただ、どうしても残っている部分があります。そういったところだけを抜き出して何メガありますかといったふうにやるかという話がありますが、それよりも、対象の帯域を官民含めて全体で整理して、携帯電話なら、携帯電話用にできないかという検討をするということで、あえてそこは官民で分けた目標値にしなかったということがあります。それが1点目でございます。

2点目は、ここで言う共用のときのユーザーのニーズですが、先ほどあった警察さんとか消防さんとか、公共用無線の共用化といったときのユーザーは、警察さんであったり、消防さんであったり、防衛さんであったりということでございます。ただ、ダイナミックな共同システムをもうちょっと広い概念で言った場合は、両方ございます。

現在は、確かにラジオマイクの部分は民の部分が多うございますが、一部そうではない人たちの情報もあります。

そこは同じようなレベルで共用できないので工夫が必要ですが、基本は今までのものは、民が多いというのは、確かにそのとおりでございます。

ただ、そういったことも、公共も含めてやるための工夫ですね。伏せる部分は伏せながら、必要な部分は出していく。そのようなところは考えていくということで、どういうシステムにすべきかという議論はしているところでございます。それが2点目でございます。

紛争解決ですが、これは再編のとき、例えば700/900MHzで、いろいろ再編に当たって移らなければいけない方々と、そのコストを負担する携帯電話の方々と、いろいろ思惑が違ったりして、いろいろトラブルというか、意見の相違があったときがございます。

そのときは、基本的にはそういった明確な仕組みということにはございませんけれども、通常私どもが間に介在する形になります。どちらがあれなのかとか、こちらは譲ってくださいというものがあれば、その辺は利用者から御意見を聞きながら、こういった部分で取り組んでくださいとか、ここまでは携帯電話負担でいけますけど、それ以上は、例えば負担し過ぎなので、そこは自主的な部分ですのでそちらはお願いしますという、調整はさせていただく形にはなっています。全く丸投げというわけではございません。

以上でございます。

○江田委員 すみません。もう一点。

今、フォローアップで御説明をありがとうございます。

いろいろ使われていて、公共のものもかなり民間に移っているという御説明だったので、多分開示がされないと、私たちはその感覚を持ちません。感覚的にブラックボックスのままですとそこの理解は多分得られないと思いますので、何かしらの策をお考えいただいたほうがいいのかと思うのと、2点目、今の説明の2番目と3番目をお聞きして

いて、どうも既得にお持ちの方に有利なシステムになっている印象を受けております。最善を尽くして、将来に向けた形での振り分けはしていこうということではございますけれども、どうも市場、新しい参入者に対して敷居が高くなってしまわないかという懸念を持っておりますので、そのあたりも今後とも考え方を示していただければいいかと思っております。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

吉田さん、どうぞ。

○吉田座長代理 背景を含めた話をさせていただくと、御存じのように英国の規制機関であるOfcomは世界一ローカルキャリア、BTに冷たいレギュレーターです。産業を興すためだったら企業の解体も全然気にしない。しかし、私の勤務するBTは其中で生き残っています。それだけすごい競争にさらされたら、私達も生きていくのに必死で、新たな工夫しました。

その例としてやはりロンドンオリンピック・パラリンピック大会を挙げたいと思います。もちろん国を挙げてのイベントでしたので、Ofcomとも情報共有はさせていただいていました。しかしまさか私達も想像しなかった現実に直面しました。その前の北京オリンピックと比べると、まずトラフィックは7倍に上がっているわけですね。これは事前に予測した増加量の最大でした。それにも耐え得るだけのインフラは用意できたというのも、結構すごかったというのが正直な感想です。それから御存じの方も多いと思いますが、北京オリンピックのときはスマートフォンなどなかった。それがロンドン大会の時は8万人がスタジアムの中で、1人が1つか2つ持って、みんなそこで隣の競技場のテレビのストリーミングを見ながらという、そういう珍しいオリンピックになりました。次の3年後のオリンピック・パラリンピック大会は、さらに膨大はトラフィックの調整が必要と言われていきます。

私の質問ですが、電波の割り当てよりももう少し広い視野でお聞きしたいと存じます。要は皆さん東京大会の時は、海外からも多くの方が来日されますが、ロンドン大会の時は、40億人がネットを通して見ていたわけなのです。東京大会ではさらに多くの方がネットで視聴されると思いますが、その際、放送と通信の融合が必要です。日本では少し停滞しているように思いますが。。。

テレビも4K、8Kの時代といわれているので、ネットワークの大きな部分を使用するようになります。ロンドン大会の時は英国では、すでに通信と放送の融合がすすんでおり、いわゆるIPTVによって視聴できるようになっていた。ロンドン大会の後はBTも通信会社ですが、ブロードバンドでTVの番組を提供するようになった。そうするとTVの電波の有効利用ということが議論されるようになっていきます。

その辺のテレビのトラフィックを、日本では、2020に向けてどう扱うか。インフラ全体の準備状況とブロードバンド普及など、日本が世界をリードしている最近の5Gの動向を踏まえて、オリンピックを見据えた新しいトラフィックの在り方と、次の周波数の割り当てと

の計画について、現在のお考えで結構ですのでいただけたらと思います。

○総務省（田原課長） 確かにオリンピックはかなりのインパクトがあり、2つの視点がございます。

先ほど申し上げたオリンピックそのものに使う場合、海外から来る放送事業者が使う周波数をどうやって確保するのかで、これは電波で中継のときはどうしても動き回るので、ある程度電波が必要となります。さらに、中継される方のマイクとか、そういったものの電波が必要とか、それらは当然大会運営の電波です。こういったものをどうやって共用して確保していくか、東京ですので空いているところがないものですから、それこそ先ほどのダイナミックな共用みたいなことをしながら確保していくつもりでいます。

もう一方で携帯電話ですね。こちらのトラヒックもかなり増えるだろうと、当然予想しています。

今、御指摘がありましたとおり、日本の場合にはかなり光ファイバーが、特に首都圏というか都市圏は入っています。いかに小まめに基地局を打っていただくかという形にならざるを得ません。当然、我々もすぐに使えるような電波は確保できないかということで議論はしております。

一定程度あるいは東京だけでもいいから確保できないかという議論もしております。ただ、ここは一定程度、今はほかのものが使っているものでは、技術検討が必要なもので、そういった評価は、今しているところです。

ただ、まずもってトラヒックが一番大きいのは、5Gで、2020年オリンピックのときに、本当にみんなが使ってくるとかなり高機能でトラヒックも増え、効率的に処理できるのかもしれませんが、まだ新しいシステムのためそんなに普及しないとも考えられ、要は、皆さんは、今の携帯で来るわけで、そういったものを前提としながら、おっしゃるとおり、スマホでいろいろ見ながら観戦するというのは、テレビと同じような映像を見ながらといったときに、携帯電話だけではなくてWiFiも含めて考えないと、とてもではないけれども、電波は確保できないということです。WiFiについても、今ほかのシステムが使っているから、使ってはだめですというところも、例えば屋内だけならいいのではないかと、スタジアムの中だけならいいのではないかとということで、いろいろ条件を設定しながら、どこまで使えるかということ整理はしています。

そこがオーケーとなれば、物は、例えばアメリカで、既に使えるものがあつたりするので、それをスタジアムなり周辺地域に持って来れば、日本の場合には、光ファイバーのインフラとかがしっかりしていますので、それなりのトラヒックには対応できるのではないかと考えております。

いずれにしても、4K、8Kとか、どんどんリッチコンテンツになっていったときに、電波の確保も大変ですが、御指摘のとおり光ファイバーをどうするかというのも、結構大変な議論だと思えます。

そこについての普及というのは津々浦々まで含めて、総務省もいろいろ考えてきている

ところでございますが、電波だけではない部分も含めての光ファイバーですので、予算措置とか支援措置というところもなかなか厳しいところもございます。

ただ、私どもは、例えば携帯電話の視点で言いますと、従来は携帯電話を全く使えない地域をなくしようということで、ルーラルな地域に対して補助とかを出しています。ただ、それではもうだめだろうということで、少しリッチなシステム、今まで3Gの、もしもはいはいしか使えなかったところを、LTEとかを高速で使えるように、地方でもそういったものが使えるようなインフラ整備として、山の奥のほうとかを中心に、そうではないところは携帯の事業者さんにやってもらえばいいので、そういった放っておくとやらないようなところもサービスが使えるようにしようと、私どもの補助金が見えるようにということで、29年度から、制度を見直したりしています。

その際に光ファイバーの敷設を、そういったルーラルな地域、あるいは離島といったところまで対象にするような制度を見直したり、光ファイバーをちゃんとしていく、要はリッチなコンテンツをちゃんとルーラルな地域でも使えるような環境の整備をしていくという形で、私どもは施策に取り組んでいこうとしているところでございます。

○吉田座長代理 最後に1点だけいいですか。

やはり光ファイバーのテクノロジーは、日本は、そのネットワークの普及率含めて、世界の最先端に位置していると思うのです。光ファイバーの日本の技術というのは海外に輸出してもいいと思います。その中で放送と通信の融合は、大きな変革をもたらすと思います。本当に民放が光ケーブルを通じて、番組を提供すると“ファンクショナルセパレーション”と呼んでもいいのでしょうか、この融合した分野で本当に世界に出せるようなサービスと技術が確立すると思います。世界ではそれがスタンダードになりつつあり、その方向に向かっている。

今日はこれ以上、聞きませんが、そこはきっと将来に向けて見据えておられると考えています。

○総務省（田原課長） すみません。その点はちょっと、私の役職では何とも答えようがないということでございます。

○原座長 江田さん、何か。

○江田委員 まさにその点もお聞きしたかったのです。多分答えられないと思いますが、無線のみならず光ファイバーを含めた固定も含めないと、コンテンツの配信等、あるいは、無線は今度は距離が出ないですから、そういった面もしっかり設計していかなければいけない。ぜひともビジネスサイドに参加できるような枠組みをお願いしたいと思います。

1点だけ。再編のところ、先ほどコストのみの話がありましたけれども、これだけニーズが高まっているところでありまして、コストのみならず、もうちょっと高くここをお支払いしたら、それであればここは譲ってもいいみたいな形で、現在お持ちの既得の方たちがそういうビジネス的な判断をするのではないかというふうに、ビジネスを経営している面からすると考えるのですけれども、総務省さんはそういったことをコスト以上にお考

えでしょうか。

○総務省（田原課長） 今、御指摘の、アメリカでやっているようなインセンティブオークション、先ほどの話につながりますが、放送会社さんが放送をやめたいので、電波を返上するから、そこを携帯電話さんがお金を余分に払って、再編もしながら移っていくということを日本でもやらないのかという御意見かと思えます。

現状、先ほども申し上げたとおり、放送会社さんもそういう議論はそこまで進んでいないとか、あまり聞かないことで、現状のシステムでは、私どもは端的に申し上げますと、言ってしまうと、言葉をかえるとオークションという形に、ほぼなってくるかと思うのですけれども、その導入までは考えていない。

今の終了促進、要はプレミアはつかずに、必要なコストをしっかりと持ってもらって、いかに効率的に取り組むか、よしあしも競っていただきながら、一番ちゃんと取り組んでいただく方に割り当てるというもので、再編は進むのではないかと考えております。

そういうことで、現状のところの、今、御指摘のあった制度までの取組は考えていないというところがございます。

○原座長 今のお答えは、オークションというところまでは考えていない。相対交渉の中で、従来なされていたようなコストを超えた経済的な価値も含めて取引をするということについては、検討対象になるのでしょうか。

○総務省（田原課長） 今、御指摘があったものが、どういうものかあまりイメージが湧かないのですが、相対交渉の中で、今のプロセスでいうと、プレミアで幾ら払いますからということでは決められないと考えます。

後から入ってくるのは携帯電話事業者さんとして、今の話だとどうしてもプレミア幾らというところを決めるときに、うちは100億払います、うちは500億払いますということになってしまいます。イコール、もうオークションという話ですが、結局そこが、例えばみんなプレミア100億払ってくださいと言ったら、みんなそこは100億で一緒なわけですね。その100億をどうするのかという話ですけれども、今は別に既存の方々もオークションでもうけたいわけでもなく、今のサービスを続けたいと言っている方々なわけです。続けたいと言っている方々に、なぜ追加して100億を払わなければいけないのか。それでインセンティブがどれだけ働くのか、要は、結局100億をもらうために移っていただくわけではなくて、ちゃんと電波の再編で、同じようなサービスを続けたいという方に、私どもは、ちゃんと同じようなサービスができる別の周波数帯を用意します。そこに移っていただくコストは全部見ますということなので、同じサービスが継続できますので、今、使っている方々も別に不利益はないです。言ってしまうと、新しいシステムになるので、かえってよくなったりするケースはあるかもしれません。当然10年、20年も使っています。10年、20年前の技術のシステムは現時点ではありませんので、今はその当時と全く同じものではなくて、今の技術を使った同等のサービスとなりますので、いいものは入ります。

相対の中でどういうものを使うかという話ししていただいて、移る方がちゃんと当時

と同等のもの、ただ、今はこのようないいものかもしれませんが、これでもいいですかというものだったら、それに移る経費、例えば、もともと買ったものが100万円だとして、今、出ているものが300万円だとしたら、300万円分は事業者さんに払っていただくということです。それでみんな円満に移っていただいているという形なので、それで十分機能しているのではないかということですね。

○吉田座長代理 多分そこで問題になるのは、キャリアに対して本当に公平にトランスペアレントに扱っているかという点を考えて、ご存じのように英国などにしても、オークションというスタイルをとるようになっていきます。今は総務省さんのさばきで何とかうまくいっていたのかもしれないですけども、例えばここから本当に逼迫してきたときに、どの企業にどのように割り当てるかが議論的になるかもしれない。その点は考慮に値すると思われませんか。

○原座長 ちょっと時間が押してきてしまったので、先に八代先生、何か。よろしゅうございますか。

○八代委員 なぜオークションをとれないかという一つの理由に、総務省の裁量権がなくなるからだという質問に対して、どう答えられますか。

○総務省（田原課長） 裁量権がなくなるからオークションをとらないということはございません。オークションのメリット、デメリットについても、いろいろな検討会、あるいは海外の実態の調査をしながら把握しております。

いろいろな場で議論はさせていただきました。ただ、その中で、当然オークションをすべきだという御意見も頂戴いたしました。ただ、最近の直近の懇談会では、そういった部分も、前回来ていただいていた飯塚さんに海外の動向をプレゼンしていただいて、御議論していただいた結果の懇談会でも、オークションすべきだという意見は一つも出なかったというのが一点。

パブコメを2回しましたけれども、パブコメでも1件もオークションに関する意見は出なかったということでございます。

そういう状況で、私どもがオークションに踏み込むかということですが、これまでの議論で、今のものが効果的に機能しているのだからそれでいいではないかということもございます。

また、オークション法案は過去に国会に出したことがございます。そのときも国会で否決されております。その後、野党さんですが、オークション法案が出ております。こちらについても全て否決されております。さらに言えば、自民党の議論でも、オークションは、高騰とかの懸念が払拭できないという幾つかのデメリットも挙げられつつ否定されております。

さらにもう少し言わせていただければ、2年ほど前ですが、総合科学技術・イノベーション会議の、内閣府さんの会議でも、麻生副総理から、日本はオークションをしなくてよかったと、日本の電波が一番柔軟であるという御発言をいただいたりしております。非常

に私どもは全くびっくりしたのですけれども、そういう御発言もいただいております。

ですから、オークションについてはいろいろメリット、デメリットの御意見があつて、我々は今までの議論の中で、当然諸外国がやっていますからメリットもあるとは思いますが、今のもので機能している以上、いろいろな御意見がある中で、それ以上に踏み込む必要はないのではないかとということで、今の制度をいかに効率的に運用していくかということで取り組んでいこうと考えているという意味でございます。

○原座長 一旦、今日はここまででよろしいですか。

○吉田座長代理 一旦今日は。

○原座長 それでは、どうも大変ありがとうございます。時間が押してしまったものから。

まず、1点目の今日の議論の中で幾つかありましたけれども、現にどこに、公共用の部分で、誰に割り当てられているのか、どう使われているのかという情報についての開示というのは、これも既に御検討を始めていただいているということでありました。ここは引き続き議論ができればということです。

2つ目に、これは今、いろいろな御議論がございましたが、江田さんもおっしゃられたような、新たな参入者を阻害するような仕組みになっているのではないかといった問題も含めて、これはこちらでももう少し論点をクリアにして、もう一度さらに議論をさせていただければと思います。

今日は一旦ここで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(総務省 退室)

(厚生労働省 入室)

○原座長 少しお待たせしてしまいました。すみません。議題2の「税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化」に移らせていただきます。

こちらのワーキング・グループでは、税と社会保険、従業員の社会保険に関して、企業が肩代わりしているといえますか、多くの事務負担を負っているわけでありますが、この事務についての効率化を進める。この観点でIT化、また、事務の効率化を進めていけないか、どうしたらいいのかという議論をしているわけでございます。

資料2-1、2-2で、これは私の名前でお示しをしているイメージと、既に厚労省さんにお投げをしている質問事項をお配りしております。

今日は資料2-3で、村上専門委員から、特に社会保険の手続、社会保険料の算出方法ということで問題提起をいただいておりますので、これは私の質問事項の補足に相当するものかと思っておりますけれども、先に村上専門委員から簡単に御紹介をいただいて、その後に議論に入りたいと思いますが、よろしいですか。

○村上専門委員 それでは、資料2-3について簡単に御説明します。

その前に、きのう親会議で具体的に総理から行政手続の削減目標20パーセントとか、マイルストーンが示されましたので、それを踏まえて具体的に今後検討することになると思

いますが、検討するに当たって2つ留意すべき点があると思います。一つ目は、手続だけ見るのではなくて、その両側にある業務や制度まで含めて、デジタル化を前提に抜本的に見直す必要があること。手続のオンライン化だけで終わってしまうと十数年前の繰り返しになるので、そこは気をつけなければいけない。

2つ目は、20パーセントという目標は出ましたが、国民が電子行政の便利さを実感するためには、メリハリをつける必要があるということ。重点分野も示されましたが、企業や国民が大変負担に感じている制度については、作業コストが50パーセント、あるいは70～80パーセント削減されるぐらいのものを示さないと、なかなか電子行政の便利さが国民に伝わらない。これらの点に留意して検討を進める必要があると思います。

その上で、税、社会保険のうち、今日は社会保険について、今後検討する上での考え方の例をお示ししたいと思います。

税については次回、また別の資料で御説明します。

社会保険について、お手元の資料の2ページ。ごくごく簡単な概念図ですが、従業員が入社したり、在職中や退職するとき、必要な主な手続を示しています。経団連さんが前回御指摘されたことと同じなのですが、要は、従業員が市町村などの行政機関から書類を入手して、事業主経由でほかの行政機関に渡すということが多々ある。これを何とか効率化できないかというのが、経団連さんからの要望だったと理解しています。

次の3ページは、一個一個の手続をオンライン化するというのではないということを示した図なのです。これまでの考え方の延長線上だと、ひとつひとつの手続きは、もうオンライン化されており、利用率を向上すればいいのではないかという話になってしまうのですが、そうではなくて、今回マイナンバー制度が導入されるのと、新しい電子行政の考え方として「ワンスオンリー」が示されていますが、要は一度、どこかの行政機関に提出した情報については、他の行政機関であっても、二度とその情報を出させてはいけないということです。例えば、これまでは、市町村から住民票の写しをもらって、従業員経由、事業主経由で年金事務所に出していたのが、行政機関同士で連携すれば不要になるということです。

ですから、個々の手続のオンライン化を考えるのではなく、図ではすべての手続きを二重線で消してありますが、手続きを一度全部なしにして、意思確認などのために、これだけはどうしても必要だというものだけをピックアップする。そういう考え方にしないと、また手続のオンライン化の議論で終わってしまうので、そこは気をつける必要があります。

従業員からはマイナンバーと必要最低限の意思表示。事業主はそれに給与情報などを追加して、どこかの行政機関でもいいし、一元化するための情報管理のところを作ってもいいですが、そこに出せば各行政機関はそこから情報をピックアップして、自分たちの手続を行う。こういった考え方に立った上で、何が課題かというのを議論すべきではないかというのが、この2ページ、3ページの資料です。

4ページについては、どうしても手続ばかり注目されて、その根っこになっている制度

とか、それによって企業が負っている業務負担についてもちゃんと見直さないといけない。その例として、社会保険料の算出方法が、保険の種類によって微妙に異なっている。特に紙の時代につくった制度ですね。標準報酬月額に基づいて、2ランクアップしたら変更届を出すとか。コンピューターによる人事給与管理が増加する中、例えば給与の定義を統一した上で、各保険の料率を掛けて算出すればいいのではないか。このように考え方をシンプルにしたほうがいい。それが5ページ目の表です。このような改善を行う場合、どこがネックになるのかを検討したらどうか。

保険の種類によっては、標準報酬月額のランクではなく、実際払われた賃金とか賞与に対して料率を掛けて計算するという方法はもうとられていますので、それを他の保険に広げればいいのではないかと考えます。

ただ、もちろんそういう単純な話ではないので、どこにボトルネックがあるかを考えて、それを潰していく。こういった議論をしていったらどうかということで、今後の検討の考え方のひとつとして、今日お示ししました。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

それでは、厚労省さんから今のような点を中心に、焦点を当てて御説明をお願いできればと思います。

よろしく申し上げます。

○厚生労働省（森川参事官） 厚生労働省の労働政策担当参事官でございます。

原座長のほうから質問事項をいただいておりますので、そちらにも触れながら御報告申し上げます。

まず、総論につきまして5点いただいております。デジタルファーストの原則ですとか、まさに我々はそのとおりだと思っておりますし、そのような観点で申請の電子化を進めてきたところでございます。

デジタル化が前提であれば、ワンストップであるべきであろうと思っております。我々はデジタルだけではなくて、紙の申請についてもワンストップになるように努力してきた経緯がございます。平成15年からやってきておりますけれども、行政側のコスト、体制面の問題もありまして、やはりデジタルファーストを理想型とすれば、限られた行政の資源はオンライン化、デジタル化の促進のほうに導入していきたいと思っております。

ワンズオンリーにつきましては、できる限りそのほうが望ましいと考えておりますが、ただ、各保険制度における被保険者資格は実は微妙に異なっております。それぞれの制度の特性に合わせて、事業主様の負担の少ないような形で制度設計をしてきていたために、結果としてその申請等の時期が異なっている面がございます。そういった点を注意する必要がありますのではないかと考えております。

それから、(4)のAPI連携、(5)のBPRにつきましては、我々は、APIにつきましては平成26年から一部連携仕様を公開しておりますし、BPRにつきましても、マイナンバー制度、

住基ネットを活用して、行政機関間の連携によりまして、申請者の添付書類の省略に向けた取組も行ってきております。

各論のところでございますが、(1)のところですが、先ほども若干申し上げましたけれども、平成22年からe-Govの一括申請手続によりまして、監督署、ハローワーク、年金事務所にまたがる手続は、ワンストップで申請可能としてございます。

API連携にも平成26年から取り組んでおりますが、実は紙の媒体につきましては、年金事務所に、社会保険・労働保険徴収事務センターというのを設けまして、そこで例えば、雇い入れ等に当たって申請書類を一括して受け付け、そこからハローワーク等別の機関に回付するような仕組みをつくってございます。

①のところなのですけれども、ワンスオンリーにつきまして、先ほど申し上げましたとおり紙媒体でも努力はしておりますのですけれども、現行の法令からすると、やはり申請内容で共通の部分があると言いましても、先ほど申し上げました適用の範囲が異なるということや、必要な情報が異なるということもございまして、異なる手続には違いがないということも多々ございます。

紙媒体の申請も含めるとなると、法令等での明記というイメージは湧かないのですけれども、デジタルファーストということ的前提にすれば、何らか工夫の余地はあるのかもしれないと思ったところがございます。

②につきまして、企業の行う手続について、同意確認の省略等についてのお尋ねがございました。雇用保険の離職理由について、本人の署名を必要するという、これは雇用保険の自己都合、会社都合というところで、給付期間等が異なりまして、自己都合だと本人に不利な形になっています。

会社都合であると、雇用関係の助成金が受けられなくなるといったデメリットもございまして、これは非常にトラブルが多いところになっておりますので、そういったことから本人確認を求めており、また、育児休業給付、高齢継続給付等々、これは実は本人申請が原則なのですけれども、企業を通じて申請していただくことも可能にしておるということで、本人からの委任的な意味が一つと、それから、これらの給付につきましては、給与等が減額されることが前提の仕組みになってございます。そのため、これは本当に本人が納得した上でこういった手続がとられているのか、ということの確認をする必要があるのではないかと考えております。

同様に、育児休業終了時の報酬月額変更につきましても、通例ですと育児休業復帰後、短時間勤務になるときに標準報酬月額がそのままいいのかどうかというところがございまして、これは意思の確認をさせていただいているということでございます。

③は各制度間の差異の統合ということでございます。先ほど村上先生のほうからも御指摘がございましたけれども、標準報酬月額方式をどうするかということなのだと思いますが、標準報酬月額そのものの生い立ちといたしましては、実は事業主負担を軽減するという考え方からこういう制度をとってきたものでございます。具体的に言えば、年度

初めの4～6月期の給与を見て、年間の報酬月額を決定するという形です。

傷病手当金等の算定におきましても、それに対して率を掛けるということで、逆にわかりやすいというお話もありました。

標準報酬月額方式がいいのかあるいは、労働保険のように賃金全体に掛ける方式がいいのかということは御議論があらうかと思えますけれども、私どもといたしましては、現行のニーズ、既に企業側において進んでいる人事給与関係のシステムの根本的な改修の費用、それから、私ども側のシステム改修の費用等を考えると、慎重に対応しなければいけないのではないかと考えております。

○原座長 そうすると、質問状の(2)以降は結構です。後で紙でいただければ結構ですので、あとはいただいている資料の中で、特に伺っておいたほうがよろしいことはありますか。

○厚生労働省(佐々木参事官) 厚生労働省情報化担当参事官室長の佐々木でございます。

私のほうから、現状のオンライン申請、あるいはバックヤード連携の現状につきまして、少し議論を深めていただくために御説明申し上げたいと思います。

お手元の資料を御覧ください。まず、単にオンライン化ということだけではなくてという村上先生からのお話はございましたけれども、まず、オンライン化の現状とか、企業の申請の状況ということについて、まず現状を整理して御認識いただくということが必要かと思えますので、私のほうから御説明申し上げます。

1 ページ目でございますけれども、手続的には社会保険関係についてはオンライン申請がほとんどの手続で可能になっておりまして、むしろニーズがないところはオンライン化申請ということをやめて、重点手続に絞って利用促進を図っていくというのがこれまでの経緯でございます。

特に国民や企業による利用頻度が高い手続。企業が反復、継続して利用する手続というものを重点手続と定めて、ここのオンライン申請の率を高めていこうというふうに取り組を進めているところでございます。

e-Govの一括申請によりまして、ハローワーク、労働基準監督署、年金事務所に対する一括申請ということも可能となっているところでございます。

ただ、2 ページでございますけれども、企業が行う、企業側のニーズとの関係でございますけれども、企業が今、オンライン申請というのと、磁気媒体申請というのがございます。手続担当者が磁気媒体作成プログラムを無料でダウンロードいたしまして、これに必要な事項を記入して届け出いただくというケースが大体45パーセントぐらいございまして、オンライン、純粋なネットワークでの申請ということについては、大体10パーセントということでございまして、ここの会議でオンライン化を促進するということが必要だと思っております。

また、企業側の、企業は大小ございますけれども、特に小規模事業者の場合には、むしろ来所によって紙あるいは磁気媒体をお持ちになられて、対面での相談をしながら手続を

行われるというニーズもかなりあるというのが実態でございます。

あと、制度的にはオンライン申請ということを引き進めていかなくてはならないのですけれども、手続そのものに手数料というものは設定されておりませんので、なかなか経済的なインセンティブをこのオンライン申請に当たって付与するという事は難しいという特性がございます。

これは企業側の手続の関係でございます。

3 ページ目でございますけれども、先ほど反復継続手続につきましては重点申請ということでオンライン化を進めているという御説明を申し上げましたけれども、3 ページの右側でございます。まだ45パーセントを除いた過半は紙媒体での届出というのが、かなりウェートを占めているという現実も踏まえて事務処理を考えていかなくてはならないという実態がございます。

一方、磁気媒体、つまりデータでは提出いただいているのが45パーセントですけれども、オンラインで申請いただいているというのが、10パーセントと非常に乖離がございますので、このところをオンライン申請のほうに移行させていただくということを、まず様々な機会を捉えて徹底していくということが必要だと考えております

5 ページでございますけれども、電子による申請は45パーセントを超えておりますので、まずはその申請者がオンラインに移行するように徹底していくということで、私どももオンライン申請、各種広報などを通じまして、あるいは大企業さんに直接来訪いたしまして、働きかけなどを進めているところでございます。

6 ページでございますけれども、ユーザビリティ、要は、何で電子媒体では申請があるのにオンライン申請ができないかということにつきまして、ユーザビリティの課題ということもあると考えておまして、そういう意味で今、一括申請。関連するライフイベントとか企業の設立などに伴って、共通する記載項目のある手続につきましては、記載項目の重複入力を省力した形で、まとめて申請ができるようなe-Govの機能を活用いたしまして、グループ申請ということをやっております。

氏名、法人・団体の名称、住所等の記載入力の負担の重複入力ということを減少させて、一括申請をするという関連手続ということで、9 手続でございますけれども、そういうものを進めているところでございます。

少し飛ばしますけれども、バックヤード連携。御質問いただいたとおり、オンライン化だけではなくて、そもそも手続そのものをバックヤードで連携をさせて、申請負担を軽減するという事につきまして取り組んでいること、あるいは今後取り組む予定のことにつきまして、15ページ以降で御説明申し上げたいと思っております。

法人の手続、法人の設立の際に、各所に登記事項証明書というのを添付していただくということになっておりますけれども、32年以降を予定しております。法人番号を活用いたしまして、登記事項証明書の添付省略を実現するという事を、法務省とも協力いたしまして、政府全体の中の枠組みの中で進めているということがございます。

また、16ページでございますけれども、年金の受給者の方についての、毎年1回の現況届出というものがございます。こちらについては情報連携によりまして、受給者の現況届、あるいは住所変更届、死亡届というものの提出を不要といたしているところでございます。

今後、またマイナンバーの情報連携機能を活用いたしまして、被保険者につきましても住所変更、あるいは氏名変更届出というものはバックヤード連携によって、届出自体を不要とするという取組を進めていくこととしております。

17ページも同様に、マイナンバーによるバックヤード連携の例でございます。

19ページでございますけれども、民間企業のデータから自動的にオンライン申請、企業データを活用して申請をするという取組を進めておりまして、企業向け手続について重点的に利用率の向上に努めるために、労務会計ソフトからそのままオンライン申請を行うことができるように、総務省とも共同いたしまして、e-Govの外部連携API仕様というのを公開いたしまして、APIソフトを利用することによりまして、企業側さんで既にお持ちの労務会計データを用いて、申請に必要な添付書類を自動作成されて、オンラインで、ワンクリックで申請ができるというような機能を、APIの民間ソフトの開発ということを推奨いたしております。現在のところ、発売から大体1年足らずでオンライン申請の3割ぐらいを、このAPI申請ということを活用した申請になっております。

さらにユーザビリティということを改善いたしまして、あるいは電子、オンライン申請ということの広報を徹底することによって、オンライン申請ということの向上に努めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

私から先に。これは後で村上さんからコメントをいただければと思うのですが、3点質問です。

1つは、電子手続の利用率について。これは媒体活用まで含めれば45パーセントという話でしたが、オンライン申請に限れば10パーセントにも満たない。これは税その他の手続と比べても、圧倒的に活用が進んでいない状態だと思っておりますが、これをどう考えたらいいかというのが1点目です。

2点目に、村上さんが先ほど問題提起された中の1点目の、手続を抜本的に簡素化、効率化ができないのかという点であります。

これは私の資料2-2の最後のページのところに、幾つか事例をつけていますけれども例えば従業員が入社をして、資格を取得するときにどういう手続があるかということ、資格取得時には3つの届出があつて、雇用保険、厚生年金、健康保険と、それぞれ資格取得届を出す。申請項目を見ると、大体ほぼ共通しているということになっているわけですが、村上さんと私から問題提起を差し上げているのは、3つ届出を出すのをやめて、必要なデータを出せば、1カ所に出せばそれで済むということにできないのかというのが質問であります。

それから、3点目。これは村上さんの2点目の標準月額、社会保険料の算出方法について。これは今の御説明の中で、まず、事業主負担の軽減という観点があったのですというお話がございました。

ただこれはあくまでも紙の時代の事業主負担ということだったかと思います。税や労働保険に関しては、既に給与額に税率をかけるという方式になっている中で、年金と健康保険に関しては、4月から6月分の賃金をもとに計算する。また、2段階階段を上がったら申告をするという方式にしておくことが、本当に効率的なのか、合理的なのか。

それから、現行システムで既に現行の制度を前提にした仕組みをつくっているの、それを改修するとなると、むしろコストがかかるので慎重に検討しないといけないのですというお話もございました。

しかし、ここは先ほど村上さんからもありましたように、行政手続全体を20パーセント削減するという大きな改革を進めようとしている中ですので、是非このタイミングで、これを抜本的に効率化することができないのかということをお調べいただけないかという問題提起だと考えております。

今の説明を踏まえて、村上さんからも何かコメントがございましたら。

○村上専門委員 今、原座長から御指摘いただいたとおりだと思います。どうしても現行制度や手続を変えない方向に力が働くので、そうではなくて、一度ゼロベースで制度を見直してみないといけない。企業の業務負担も限界に来ていると思うのです。こういった危機的状況というか、危機感を共有した上で、例えば先ほどの標準報酬月額についても、企業の担当者等を交えた検討の場を設けて、具体的なメリット、デメリットの検討に着手するとか、APIについても、APIを使ったクラウドサービス事業者さんからは、まだまだ改善の余地が多々あるという御意見を聞いていますので、そういう個別の検討の場を設けて改善する一方で、もっと大きな枠組みで抜本的に制度の見直し、簡素化の検討を進めていかないと、いつまでたっても社会保険関係は便利にならないという意見が続くと思います。これを機会に少し意識を変えていただければと思います。

○厚生労働省（佐々木参事官） まず、1点目の、電子とオンラインの乖離についてどう評価するのかということでございます。

私どもも、これは非常に、要はオンライン申請、媒体それ自体の電子データはあるわけですから、それをネットワークで提出いただければ、3カ所に個別に郵送するのですとか、そういう手間は省けるので、まさにここの階差をとにかく縮めていくということは、大いに必要だと考えております。

企業さんにもこういうことで、先ほど申し上げたように御説明申し上げておりますし、また、各所これを徹底していかなくてはならないと思っておりますので、各年金事務所、あるいはハローワーク等々に広報を徹底していくということ、集中的にやりたいと思っております。

○原座長 ちょっとよろしいですか。

質問はこの取組を強化する必要があると思っていますというのは、それはそうだと思うのですけれども、何で今までこんなに進んでいないのかなのです。それから、e-Govの一括申請というのも効率的にできるようになっているのですというお話でしたが、そうであれば、なぜそれがそんなに使われていないのかを教えてください。

○八代委員 追加でいいですか。

同じことなのですが、今の御説明を聞いていると、事業者の意識が遅れている。ですから啓発してやるという考え方なのですが、本当にそうか。何か事業者がオンライン申請すると困るような、あるいは、それについてハードルが高いような、要因があるからしないのではないかと。それを究明しないと、幾ら広報に予算を使っても意味がないわけです。

例えば、所得税の電子申告では本人証明が非常に面倒なのです。もちろん、偽物が申告したらまずいというのはわかるのですが、郵便だと税務署からもらった番号だけで、単に送りつければいいのに、なぜ電子証明のときだけ厳密な本人証明が要るかというのも、一つあるのではないかと思うのですが、そういう点も含めて、なぜ多くの人が使わないのかということをお聞きしたいわけです。

○厚生労働省（佐々木参事官） 2つあると思っております。大きく分けて3つだと思います。

まず、冒頭申し上げましたけれども、磁気媒体のほうで申請ができてしまうので、そういう意味でオンライン申請の必然性を感じないという御意見もございます。そこはまず、私どものことが一つです。

それとユーザビリティ、要は使い勝手が悪いという点が、企業側のオンライン申請が進まない要因だと考えておまして、先ほど村上先生からも、ユーザビリティはまだまだAPI機能なども改善の余地ありとおっしゃっておりますけれども、そういう使い勝手の悪さという点も大きな要因だと思っております。

なお、電子署名の関係につきましても、企業側から御負担だという声も伺うわけがございますけれども、電子署名法というのがございまして、紙の媒体の場合には押印をしていただいて、初めてそれが有効な文書であるというふうに、民法上推定されるということになっております。

これを電子的な書類に応用したのが電子署名法ということになっておまして、したがって、法的な効力ということ、申請の有効性という法的な効力を担保するためには電子署名が必要というのが、全体な共通ルールになっておりますので、そういうことで電子署名を求めているということにつきましては、是非御理解をいただきたいと思っております。

○吉田座長代理

事業者目線でオンラインを活用する目的は、当然効率的に申請をする、簡素化する。そしていろいろなコストを削減するということなのですが、きのう経済3団体の発言にあったように、やはり600兆円というのが今回の大きな大前提だと思います。その中でソサエティー5.0もあるし、その成長のために有用なビッグデータを活用する仕組み作ることだと

思っています。

そのための政府のデジタル化になるわけですが、その中で、やはり事業者目線で考えるということであれば、APIを使いやすくするというのが第一歩ですね。敷居を低くする。

それから具体的には、これを活用するメリットを明確にうたっていかなければいけない。ビジネスでお客様に接するような姿勢が必要です。これを利用していただければ、これだけのものが便利になります。さきほど八代先生もおっしゃったように、もっと売り込む姿勢を持って、こういったデータが、こういうふうに官民のデータ活用に使われていきますぐらいな、明確な訴求ポイントを持つべきだと思っております。

それから先ほどの本人証明のお話なのですが、変革の勢いは止められないのが現状だと思いますので、だったら法律を変えたらいいとシンプルに考えたらいかがでしょうか。

今でも、自分の銀行との取引でも本人証明はオンライン上で、デジタルでできるわけですね。例えばきのうアップルストアとかでアップルのいろいろなものを買ったりして、パスワードを忘れて何度もやっているうちに失効してしまって、パスワードを申請し直すのに、お母さんのmaiden nameは何ですかとか、ペットの名前は何でしたかとか、別のIDを使うと解決できるわけですね。押印だって今や3Dコンピューターでにせものは幾らでもつくれるような時代で、絶対に押印がなければだめというのは、やはり時代錯誤ではないでしょうか。

ですから、いかにデジタル化してみんなが遠隔で手続きができるようにする。もし昔からの法律が邪魔しているのだとしたら、それは変えていく、ということだと思います。

○厚生労働省（佐々木参事官） 御指摘はわかります。

そういうことで取り組むべきだと思うのですが、署名の関係につきましては恐縮でございますけれども、当省の制度というよりも、電子政府一般の仕組みといたしまして、署名というものにかわるものとして、判こにかわるものとして電子署名という法律のもとで、電子署名法という中で、当省だけの仕組みではないということだけ御説明申し上げたいと思います。

○吉田座長代理 いや、それはもちろん。

それで何か阻むものがあるのなら、それをどんどん改善していきましょうということなのだと思います。

○原座長 江田さん、何か。

○江田委員 今の電子署名の議論は明るくないので教えていただきたい部分もあるのですが、全体的な法律のたてつけは、何かしら私たちでチャレンジしなければいけないのであれば考えてもいいかと思えます。

バイオメトリクスであったりとか、三文判の印鑑がどこでも買える状況で、それを売って、本人確認、本人の保護になっているというのが法律のたてつけであれば、何かしら最新の技術を使ってやってもいいのではないかというのが提案でございます。

○村上専門委員 電子署名法については詳しく検討する必要があると思いますが、例えば総務省のアマチュア無線の申請のように、特定の条件のもとではありますが、ID/パスワードでの申請を可能にした結果、オンライン利用が進んでいる例もあります。全て電子署名が必要という前提を一度外して御検討いただければと思います。

○原座長 どうでしょうか。

後の議題もありますので、そうしましたら、これはまた次回以降に引き続きやらせていただきたいと思います。

まず、私が最初に申し上げた、なぜ現状でe-Govを含めた諸手続、電子手続が使われていないのかという原因を、まずきちんと整理をしていただきたいと思います。

それから、村上さんの問題提起の1点目の、社会保険手続の効率化に関して。例えば、入社をしたときに3つの届出書を出さないといけないことになっています。これを、もう3つの手続、届出書というのをやめて、1カ所にこのデータを出せば済むということにできないのかということをお検討いただければと思います。

それから、3点目。社会保険の料率の算定に関して。これは先ほど慎重に検討しないといけないのですという御説明がありましたけれども、全体の行政手続の効率化を進めていくという中で、これをやったときに、どのような問題があり得るのかということも含め、是非改正する可能性について検討を始めていただければというのが3点目です。

以上の、特に3点を中心に、すみませんがもう一度、改めて議論させていただければと思います。

今日の時点で、もし何か質問しておきたい、明確にしておきたい点、その他ありましたら委員の方から。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

(厚生労働省 退室)

(富士通総研、野村総合研究所、入室)

○原座長 お待たせさせてしまいまして、すみませんでした。

議題3の「不動産登記の見直し」に移らせていただきます。

この不動産登記に関して扱っている背景でございますが、これは規制改革の様々な要望の中でも、不動産登記のデータの活用に関して、現状では平日の一定時間利用ができるということになっているわけでありまして、特に非常時には利用できる時間を拡大してほしいといったような要望などが出されております。

そういった不動産登記に係るデータの活用ということを考える中で、さらにもう少しさかのぼって考えてみると、そもそも不動産登記のデータが正確なのかどうかという問題もあります。これについても、政府内でもほかのところでも議論がなされているところでございます。

そういった問題を含めて、この不動産登記の問題、データのオープン化、データと実態との乖離の解消といった問題について議論をしていく必要があるのではないかとということ

で、今日はまず第1弾で、3人の方からお話をいただければと思っております。

まず、富士通総研の榎並様。土地所有者の不明問題に関してということで問題提起をされていらっしゃるところであります。これに関してお話をいただければ。

2つ目に、野村総研の田中様、山口様にお越しをいただいておりますが、不動産登記に関しては各国でブロックチェーンの活用なども含めて、新たな技術の革新という検討もなされていると承知しております。

各国での政府部門でのブロックチェーンの活用状況ということでお話をいただければと思っております。

御説明に関しての御意見、御質問などは、最後にまとめてお伺いをするということにして、まずは富士通総研の榎並様から御説明をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○富士通総研（榎並主席研究員） 富士通総研の榎並でございます。

それでは、資料3-1に基づきまして説明させていただきます。

「電子政府から見た土地所有者不明問題」ということで、私の専門分野は電子政府ですので、その観点からこの土地所有者問題というものを考えてみたわけでございます。

まず、この問題について簡単に申し上げますと、近年土地の所有者がわからないということではいろいろな問題になっております。

例えば、震災の復興事業が進まない、空き屋対策で所有者がわからない、農地・林地の利用集積・集約化が進まないとか、いろいろな問題が出ております。

これに対して一応対策はとられているのですが、とりあえず活用できるようにしましょうという対症的な措置しかとられていないというのが現状でございます。

次のページの参考①です。なぜこういった問題が起きるのかという背景なのですが、これは主に相続未登記という問題がございます。つまり、登記簿のお名前がおじいさん、その前の代ということになっていまして、実際の所有者の名前が登録されていない。

参考①にありますように、その所有者の子孫に代襲相続されますので、その登記状態を放っておきますと、実際相続権者が何十人とか何百人とかなってしまう。そういった問題もございます。

その下の参考②で、それでは、どれだけの土地の所有者がわからないのかということなのですが、これは国交省さんの資料なのですが、地籍調査の結果では大体、全体の15パーセントぐらいが実際の登記簿と現状が合っていない。探さないとわからないということになっております。

全国の筆数からすると1億8,000万ぐらいありますので、この15パーセントで大体2,700万筆。これについて追跡調査をしないと所有者がわからないという状況になっているわけでございます。

次のページにいきまして、この問題に対しては、これまでどのような方が研究してきたかということなのですが、法律学者の方はこの問題について余り問題意識を持っておりま

せん。ただ、近年、土地に関する物権法ではなくて、家族法の学者のほうから問題提起がされており。というのは、近年遺言が増えてきており、遺言による相続人が出現して相続の訴訟が起きている。この学者に言わせると、これまで登記簿と戸籍がセットになって登記簿の公信力を構成していたものが、遺言が増えることによってその仕組みが破壊されて訴訟が増えている。こういった問題が起きているので、法制度を見直してほしいということでございます。

それから、国の動きとしても、国交省さんがこの2年間ぐらい検討会を開いておりまして、この土地所有者問題についてきちんと把握されているというところでございます。

ところが、この不動産登記法という法律自体には触れないというスタンスなので、この問題がそのままになっております。

また、民間研究者も問題意識を持っておりまして、新しい土地法制が必要だということは訴えているのですが、具体的に何をどうするかということまで言うておりませんので、そのままになっているということでございます。

そういうことで、私としては今回マイナンバーという基盤ができましたので、それを活用して、実際にこういった問題を解決するための方策を実行していくべきではないかということで、研究を進めてまいりました。

その下の不動産情報の流れ。この図が私が最も言いたいことなのですが、この土地に関するシステムはいろいろとございます。固定資産税システムから農地台帳、森林簿。それから、農地台帳を全国的にまとめた全国農地ナビ。こういったシステムが稼働しております。

これらの情報の一番大もとになっているのが、この不動産登記簿、登記システムということになります。ですから、ここで土地所有者の最新情報がきちんとデータ入力されておられませんと、そこから波及するシステムには全部土地所有者が行かないということになってしましまして、皆さんが困るということになってしまいます。

それから、市町村から法務局に矢印が出ておりますが、これは地籍調査の担当が地籍調査をして法14条地図をつくり、法務局に納めるということになっております。

ですから、所有者がわからないと地籍調査も実際にはままならない、土地の正確な地図も作成できない、このような現状がございます。

次のページの③は、自治体の固定資產業務でいろいろな問題が起きていますという、ほかの研究者のデータでございます。

その下の参考④というのは、開発事業でも民間の方はいろいろ困っている。例えば、六本木ヒルズの再開発では、境界の確定に至るのに4年半ぐらにかかっている。このような事例もございまして、また、地方においては原野商法の後遺症が残っているということもございます。

図にありますように、細切れの状態の販売された土地。その土地の隣を新たに開発しようとした場合、これは全員に承諾をとらないといけない。これは現実的にできないので、

Gという土地を分筆登記して、その横を開発する。このようなことをやっているのが現状ということになります。

次のページの参考⑤ですが、今の林業を近代化しようということで、林地の集約施業とかをやっているのですが、森林組合さんなどは土地所有者の承諾を得ないとそういったことはできませんので、土地所有者をあちこちに問い合わせながら探しているという状況でございます。

その下の参考⑥は、遊休農地を活用しようということで全国農地ナビが動いております。ただ、これも境界線がきちんと確定できておりませんので、ピンで表示するしかないということで、きちんと境界線まであったほうが、利用者としては利用しやすいのではないかとということでございます。

そのためには地籍調査が必要なのですが、次のページの参考⑦を御覧になってわかりますように、現況と公図がかなりずれた状況になっております。これは私が住んでいる近くののですが、河川改修されて川がまっすぐ流れているにもかかわらず、公図上は蛇行したまま。こういう現況がございます。

その下の参考⑧が、地籍調査がどれだけ進んでいるかということなのですが、このように人口が集中している地区ではなかなか調査が進んでいない。このような現状になっております。

その一つの要因として、土地所有者がわからないために探索に時間がかかるということがございます。

次のページに行きまして、それでは、土地所有者がわからないことでどういった問題があるのかということなのですが、一つは民間がいろいろな事業をやる、あるいは公共が事業をやろうとした場合に、所有者を探さないといけませんので、事業の阻害要因になっております。

また、土地とか土地データを有効に利用しようとした場合に、土地所有者がわからないという状況では有効利用ができないということになってしまいます。

そのほかの問題として、登記を放置した所有者を探すために、税金を使って探しているのかといったことが問われておりますし、あるいはリスクのある土地に関して責任の所在が曖昧になるとか、相続で訴訟が起きるとか、資産の調査もできないとか、後世に膨大な探索のコストがつくといった問題が出てきていることでございます。

それに対してどういうふうに解決していけばいいのかというのが、次の下の図になります。

解決方法としては簡単です。不動産登記システムに所有者の氏名、住所、マイナンバーをきちんと登録する。それから、登記官はそれを現況と合うようにきちんと管理をすればいい。それだけのことになります。

ただ、これを阻むのが法律ということになりまして、土地所有者はなぜ登録しないのか。登録しなくても所有権がちゃんと守られるという法制度になっているからでございます。

それから、登記官がきちんと管理するというインセンティブが働かないのはなぜかといえますと、もともと登記簿では公信力がないという法的なたてつけになっているといった問題があるわけでございます。

それでは、これに対してどういうふうに、具体的に解決をしていけばいいのか。これは簡単に解決する問題ではございませんが、短期的な方策と長期的な方策を同時に実行していくべきではないかと考えております。

特に行政においては、短期的な方策をまずやっていくべきではないかと思えます。

まず、一つは、この登記簿に実質的な公信力を与えるということでございます。これは不動産登記法の内容を変えまして、実質的な公信力を与えるように審査権限を与えとか、公図の扱いについても明確にするとか、そういったことで対応していくということです。

2つ目の相続未登記については、戸籍を使って相続権者はわかりますので、職権で共同登記をしてしまう。それから、最近遺言も増えているということなので、遺言の調査も必要かと思えます。

ただ、これは完璧に調査ができるかというのと、それも難しいと思えますので、法定相続人に遺言による相続人を申告してもらおう。このような対応でいくしかないかと思えます。

そのほか、登録免許税の見直しであるとか、マイナンバーの登録も必要であると思えますので、今、戸籍についてはマイナンバー導入の検討が進んでいますので、できればそれと同期をとった形で進めてほしいということです。

3つ目としては、登記簿の定期的な内容確認です。これはマイナンバーを活用すれば、この方が今、どういう状況にあるのか、常に最新状況がわかりますので、もし死亡していれば、相続人に連絡をとって登記を促すとか、そういったことが可能と思えます。

4つ目としては、放置された土地を処分する。これは今、ほったらかしというのが現状かと思えますが、放置されたものについては国庫帰属の手続をしてしまう。それから、管理できない土地については、所有権放棄をするような制度をつくるということを提案したいと思えます。

次のページにあります長期的な方策については、これは行政というよりは立法の仕事になると思えます。強い所有権は憲法問題とも関係してきますし、公信力の話は、これは民法を根底から覆すような話になります。そういったことについては、立法府のほうで長期的な視野で改善をしていただきたいということでございます。

次のページの実現の可能性なのですが、これまでこういった議論ができなかったのは、そういった環境がなかったからだと思っております。しかし、ここにありますように、今、憲法や民法改正の議論できるような環境になっているということで、実現の可能性は十分あるのではないかと思います。

下に補足がありますが、これは土地所有者不明問題と直接には関係ないのですが、簡単に触れておきます。

これは土地に関する情報の利活用の話でございます。このページの下での登記情報提供サ

ービス。これは不動産登記簿の内容がインターネットで公開されているものでございます。ただし、これにありますように、これは全て有料になっています。また、取引の価格の情報が一切ありませんし、データの提供形態はPDFという形態になっております。

それに対して、その次のページにありますのはアメリカのバージニアの例なのですが、全てインターネットで無料で公開されております。所有者もわかりますし、どなたからいつ購入したのか。そして、土地建物の価値は幾らなのか。こういった履歴も全てわかるようになっております。アメリカだけではなくイギリスなどでもこういったデータの公開が進んでおりますので、日本もこういった形に追いついておかななくてはいけないのではないかと考える次第でございます。

説明は以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

続けて田中様、山口様からお願いいたします。

○野村総合研究所（田中プリンシパル） 野村総合研究所の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

弊社からは「ブロックチェーンの技術的特徴と行政分野における活用事例」ということで、最近いろいろブロックチェーンという名前を耳にされることも増えてきたかと思いますが、今はどういう状況なのか。特に行政分野においてどういう状況なのかというところの御紹介をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして、3ページ目から簡単にブロックチェーンの特徴を御紹介させていただきます。

ブロックチェーンは、もともとはビットコインという仮想通貨を作る上で構成された仕組みであります。それが一般名詞化しておりまして、ブロックチェーンという機能を取り出して、仮想通貨の取引の記録以外のさまざまなデータでしたり、取引の記録、権利の移転等々の管理に使えるのではないかとということで注目されている技術になります。

3ページの図の下からいくのですが、P2Pネットワークという、特定のコンピューターに依存するのではなくて、複数のサーバーによってシステムを構成して、その上になりますが、「各ノード」と書いていますが、コンピューターのことです。複数あるコンピューターが取引のブロックチェーンデータを共同で保有して管理するという仕組みになっています。

そこに電子署名、あるいはハッシュといったような暗号化の関数、仕組みを使うことで、データの連続性であったりとか、改ざんを検知するという仕組みを実装しているという仕組みになっています。

さらにその上に「アプリケーションの実行」と書いていますが、単純に取引の記録をしていくというだけではなくて、取引周辺の諸条件。こういう処理が行われたらこの取引を実行するか、この取引が実行されたらこういう処理を行うというような、拡張するようなアプリケーション機能も同時にブロックチェーンで管理、実行できるような機能という

ものが検討されているということになります。

ブロックチェーンは今、ビットコインに端を発してさまざまなブロックチェーンが提案されているというところなのですが、大きな特徴としてパブリック、コンソーシアム、プライベートという呼び方をしているのですが、P2Pネットワークをどういうふうに構成するかということで、大きく大別されることが多いです。

パブリックというものは、もともとのビットコインのような形態を指すことが多いですけれども、P2Pのネットワークに対して、誰でも自由に参加できる。参加するために事前の承認などを必要としないというような仕組みになっています。

そうすると、悪意を持った人も簡単に入ってこれる。不正をしようとする人が出てくるということも想定されるわけですが、それを排除するためのアルゴリズムというものがうまく作られているというのが、このパブリック型のブロックチェーンということになります。

ただ、悪意を排除するための仕組みが複雑になるということで、例えばビットコインの場合は処理にその分時間がかかるということが言われておまして、そこを改善するために、コンソーシアムとかプライベートといったブロックチェーンが提案されているという状況です。

これらは、要は悪意を持った人が入ってこれないように事前に何らかのチェックをするとか、P2Pと言いながらある程度限られた数のコンピューターしか参加できないように最初から決めてしまうといったことをすることで、合意形成、データの管理確認ということが、もう少し効率的にできるような仕組みを作っているというものになります。

このような形で、次の5ページ目になりますが、この図にいろいろな名前を書いております。このような形でたくさんのブロックチェーンが提案されているという状況です。

この表の見方なのですが、図の一番上のほうに「①ブロックチェーンの用途を拡張」という軸を書いています。もともとビットコインは価値の情報です。単純に言うと、AさんからBさんに1ビットコインを送ります、BさんからCさんに2ビットコインを送りますというような記録だけを主にしていただけですけれども、数字を違うもの、まさにどここの土地というものに置きかえると、権利の移転などにも使えるというような発想になりますし、さらに先ほどのアプリケーション拡張ということをするので、取引や手続、誰かが承認したらこの取引は実行されるみたいな形で拡張しようというような拡張がされてきています。

それから、左側に下向きに②の軸がありますけれども、先ほど申し上げたような、ビットコインだと取引の確定に時間がかかりますというところを、合意形成をする、取引を認証するためのアルゴリズムを工夫することで、もう少し高速に、効率的に処理をしていくという方向での改善提案というものがたくさんされているというところでした。

この表から飛び出しているのですが、下に③ということで、クローズド領域での利用に特化ということが書いています。これは先ほどのパブリックとかコンソーシアムとかとい

ったお話でして、参加できる人を限るということで、不正がそもそも起きづらい状況を事前につくってあげるということで、仕組みを効率化していこうという議論がされているという形になります。

なので、特に金融の世界ですと、右下の箱の真ん中にありますHyper Ledgerというものが注目されていたりということはあるのですが、そのほかにも、ここに書き切れないぐらいたくさんものが今、提案されているというのが現状でございます。

このような状況を受けまして、各国でさまざまな、行政分野へブロックチェーンを適用しようという試みがありますので、そちらを山口から御紹介させていただきます。

○野村総合研究所(山口副主任コンサルタント) 引き続きまして7ページでございます。

「2. ユースケースの御紹介」というところで、ブロックチェーンの技術に関しましては、行政・産業への応用可能性をめぐって、イギリス政府であったり、ちょっと例としてGoldman sachsを出していますけれども、事業者側であったり、はたまた学術分野の伊藤穰一さんであったりとか、いろいろなところから活用可能性に関する意見が出されています。例えば、イギリス政府だと、政府主席科学顧問の方が行政分野で税金徴収とかパスポート、登記の発行とか、あらゆるデータの管理方法としてブロックチェーンが使えるのではないかみたいなお話が、利用方法として提案されています。

実際にもう手を動かし始めているところもありまして、年金分配システムに関してはイギリス政府として取り組んでいらっしゃるという形になっています。

Goldman sachsは自社のやっぴらっしゃるような証券分野だったりとか、金融分野であったりとか、このあたりにブロックチェーンを使うことでコスト減が見込まれるという声明を出していますし、伊藤穰一さんに関しては、ブロックチェーンが今後どういう進化を遂げていくかわからない。まだ未成熟な技術でございますので、こういった見方をされているというところで、いろいろなところから、各所、応用可能性に関する声明が出されていますという状況です。

次の8ページ目に記載していますとおり、大体ブロックチェーンの活用が期待されている分野という分け方で申し上げますと、こういう形になるのかというところをお示ししています。

本日は非金融の中の、さらに行政の中の、基本的に文書管理のお話について御紹介させていただきますというところでございます。

行政分野のお話ですけれども、下の9ページですが、主に先ほど言及しましたとおり、文書管理、投票、個人認証、スマートシティ、電力取引とか、その他あらゆる行政分野に関してブロックチェーン活用に関する実証実験が世界中で行われていますというところでございます。

次の10ページでございますけれども、その中で不動産登記に関してですが、大小さまざまなものがあるのですが、大まかなものはここに記載している6つ程度が公にされているものとして挙げられています。

例えばガーナとかですと、GPS情報とか衛星写真とかで、土地のデータをそもそもどこで区切るのだみたいなお話も含めて、かつ、登記書類とかのデータをブロックチェーンで結びつけて、改ざんや不当な取引を防ぐという取組であったりとか、例えばグルジアも同様のお話です。土地登記のデータそのものをブロックチェーンに書き込むという取組がなされています。

11ページに、これらの事例に関するガーナのお話とスウェーデンのお話に関して記載しております。

まず、ガーナのお話ですけれども、そもそも土地登記がなされていないという背景があった中で、所有権をめぐる争いごとが絶えないという背景がございましたというところで、そういったところを明らかにして不正を防いで、かつインフラ整備をしていくことで土地を、そもそも所有者はだれなのだという整理をした上で活用を目指していくというところにブロックチェーンが使えるのではないかとということで取り組んでいらっしゃるというところで、まだまだシステムは構築段階なのですけれども、今後はアフリカ大陸全土に拡大させて、土地登録のプロセス全体を合理化していくというのを、より広い範囲でやっていくと考えていらっしゃるという段階でございます。

ページをおめくりいただきまして、スウェーデンでありますけれども、スウェーデンはやや進んでいるところがございます、そもそも背景がガーナと異なるのですが、不動産取引の過程で各種の書類に署名する必要がある。要は紙の取引をどんどんする必要があって、こういったところをすぐにデジタル化していくことで、プロセスの簡素化とか、そもそも安全性が確保できるのではないかとという目的をもとにテストを行っているというところで、今はテスト環境での実証実験は成功しているというところで、より実利用に近い環境での実証実験を実施していくと声明を出されておるところでございます。

そういう2つのシンボリックな事例を挙げさせていただきましたけれども、そもそも先進国と新興国では、抱えている課題とブロックチェーン活用の狙いが異なってくる。

先進国に関しては、基本的には不動産登記のシステムを利用するときの、書類による手続であったりとか、処理により発生するコストとかミスです。こういったところをブロックチェーン活用とともに、全て書類でまかなわれているものをデジタル化していくことで、プロセスを管理化していき、かつ取引を透明化して、セキュリティーも向上させるという狙いがあるというところがございます。

一方で新興国に関しては、そもそも不動産の登記のシステムがないとか、なされていないという課題があるので、ブロックチェーンを使うことで、今まで一般的に言われてきたようなシステムよりも、安価で、かつセキュリティーの高いシステムが構築できるのではないかとこのところを狙って実施しておるところでございます。

ページをおめくりいただきまして、14ページ目にまた別の事例として書いておりますが、そもそも国としてどういうふうに取り組んでいる事例がほかにあるのかというところですが、こちらも新興国の事例としてドバイを挙げさせていただいておりますが、ドバ

イは国を挙げてブロックチェーンの戦略を検討しているという段階でございまして、先ほど紙をデジタル化していくというお話をさせていただきましたが、それは行政の全ての分野に適応できるであろうというところで、効率化のお話とか、そもそもブロックチェーンを活用することで産業を創出できるのではないかというお話とか、ブロックチェーンに国として取り組むことで、どんどんお金をつぎ込むことで、国際的にリーダーシップをとって、ブロックチェーン活用のハブになれるのではないかという3つの視点で戦略を検討されています。

実際にマイクロソフトとか、SAPとか、IBMとか、シスコとか、世界的なベンダーとかシステム屋さんを巻き込んでカウンスルを組成しております、右下に挙げておりますような7つの分野で応用実験を既に実施、もしくは実施予定であるという段階に来ておりました、このあたりは国として取り組んでいる事例としてはかなり先進的であろうというところを御紹介させていただきます。

○野村総合研究所(田中プリンシパル) かなり駆け足で御説明させていただきましたが、行政の利用という点で言いますと、各国いろいろな検討をしているものの、現状として実運用、実サービスとしてブロックチェーンを提供しているものはまだないというのが現状です。それは不動産登記のところ以外でも、基本的に実証実験の段階にあるということになります。

なので、各国とも既存の仕組みと比較したメリットがどこにあるのかというところの検証をしているというところではあります。

ここはブロックチェーン全般を活用する上で重要なのですが、既存のシステム、いわゆる中央集権型というメインのサーバーがあつて、それは全部処理するという仕組みと比べて、具体的にブロックチェーンを使うメリットはどこにあるのかというところをきちんと評価する必要があると思っております。

なので、例えば日本で登記の仕組みをブロックチェーンにするという場合でも、今すぐ、いきなり置きかえるという前に、一旦実際にどうやってつくったらいいいのか。現状の仕組み、あるいは制度との兼ね合いで、どういう仕組みを作るべきかということで、実証実験のようなことをやっていくということが必要になるのではないかと考えております。

○原座長 ありがとうございます。

すみません。私の運営が悪くて時間を過ぎてしまったものですから、御質問は後で事務局にまとめていただいて、申し訳ございませんが可能な範囲でお答えいただけましたらと思います。

今日の議論ですが、最初にちょっと申し上げましたように、官民データの活用という観点で、登記データ、地図データの活用。これは先週の金曜日の「未来投資会議」でも議論がされているわけですが、今日の前段のお話は、その前提として不動産データをより正確にする。そのために何をしたらいいのかというお話であり、後段のお話はより効率的、実効的にシステムを再構築していくためにブロックチェーンを活用できないのか。

日本政府は世界最先端のIT国家を目指しているわけですが、電子政府もオープンデータももう2、3週遅れになってしまっているわけでありますので、私自身は、だからこそ1個飛ばして、一番最先端のところで実証実験をやるという可能性もあるのではないかという印象を持っております。

もし今日の段階で、どうしてもコメントあるいは御質問というのがございましたら。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、時間が延長してしまってすみませんでした。お忙しい中、大変ありがとうございます。

○西川参事官 次回の当ワーキング・グループの日程でございます。事務局から既に御案内はしていたかと思えますけれども、時間が若干修正になる可能性もございますので、確定したものをまた御連絡させていただきます。